

第二次東京都再犯防止推進計画（素案） について

令和5年6月26日（月曜日）

東京都 生活文化スポーツ局
都民安全推進部 都民安全課

1 計画の位置付けと経緯

- 再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、国は、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定。地方公共団体は、地方再犯防止推進計画を定める努力義務
- これを受け、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画を策定（計画期間：令和元年度～令和5年度）
- 国は、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定



都は、現行計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国計画を勘案し、第二次計画を策定

目的：犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、必要な取組の更なる充実・深化を図る。
⇒都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。

2 計画策定の体制

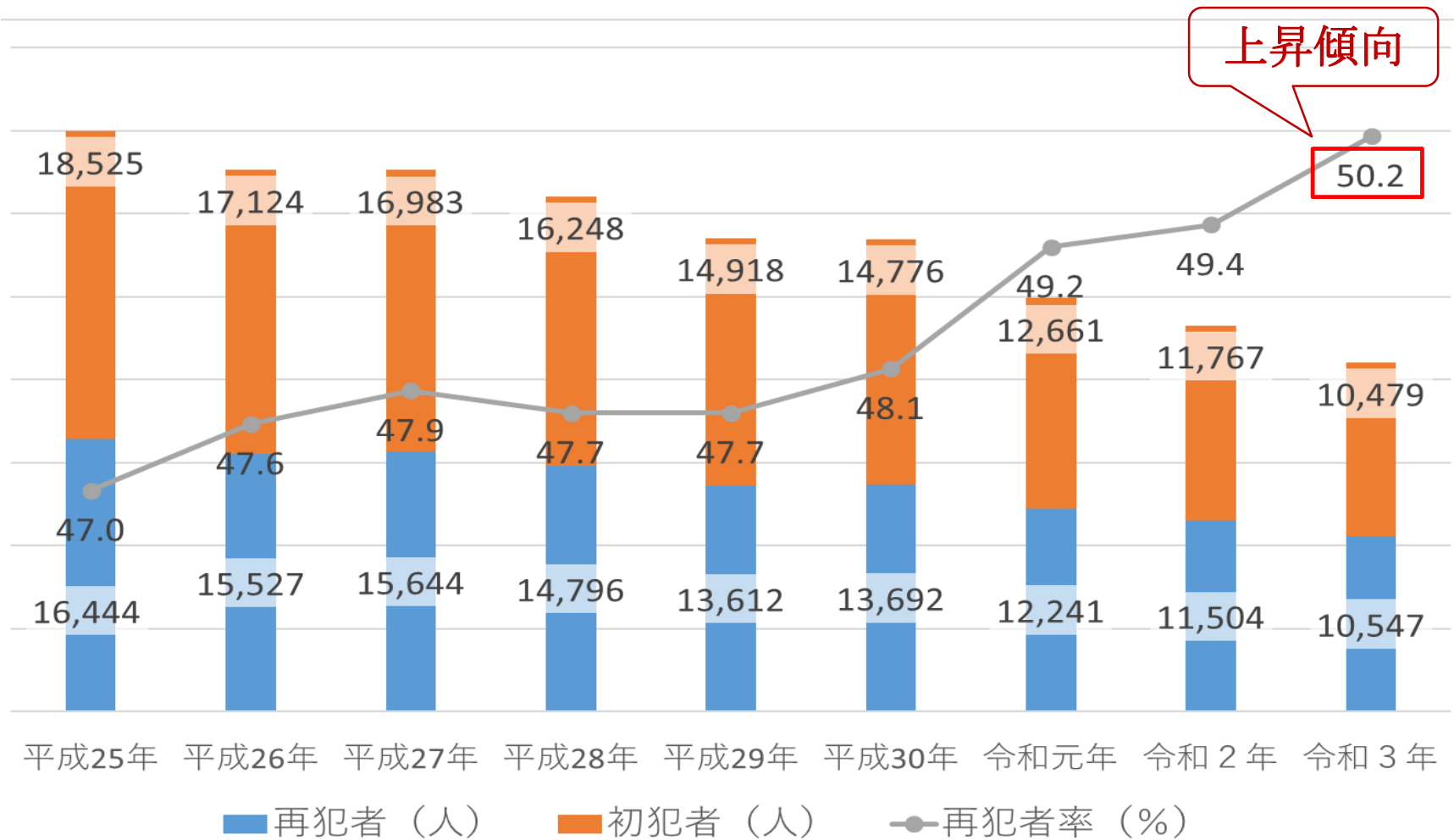
「東京都再犯防止推進協議会」及び「実務者会議」において、関係者からの意見等を踏まえて取りまとめ

詳細

	東京都再犯防止推進協議会(親会)	東京都再犯防止推進協議会実務者会議
所掌事項	<p>(1) 計画の策定及び変更に関すること (2) 再犯防止の推進に向けた情報交換 (3) 再犯防止のための支援策等に関する検討 (4) その他、計画の実施に関すること</p>	<p><u>協議会(親会)の所掌事項について、 計画の重点課題ごとに具体的に議論</u></p>
委員長・ 会長	会長: 東京都 生活文化スポーツ局生活安全担当局長	座長: 東京都 生活文化スポーツ局治安対策担当部長
委員数	<p>23名(うち民間8名)</p> <p>都職員 8名 国の関係機関職員 4名 区市町村職員 3名 民間支援団体 5名 弁護士 1名 被害者当事者 1名 有識者(学識経験者) 1名</p>	<p>各回15~20名程度(うち民間5名程度)</p> <p><u>親会と同様の分野から、開催回ごとにテーマと なる重点課題に合わせて委員を選定・招集</u></p>
令和5年度 開催予定 回数	3回	2回

3 再犯防止対策の重要性

刑法犯検挙人員中の再犯者率（東京都）



（法務省提供資料をもとに作成）

4 第一次計画に基づく取組の検証

〈第一次東京都再犯防止推進計画に基づく取組〉

① 東京都再犯防止推進協議会を設置

⇒ 未整備であった、都内における再犯防止推進のための連携体制を構築

・令和元年11月：

「協議会」及び「実務者会議」を設置

・令和元年度～令和4年度：

再犯防止の推進に関する情報交換、施策に係る協議を実施し、再犯防止に向けた連携を強化

4 第一次計画に基づく取組の検証

「東京都再犯防止推進協議会」及び「実務者会議」の開催状況

年 度	議 事 概 要
元年度	<ul style="list-style-type: none">○ 協議会<ul style="list-style-type: none">・ 挨拶及び再犯防止に関する所属組織の取組の説明（各委員）・ 事務局説明「東京都再犯防止推進計画について」（都民安全推進本部）・ 講話「司法福祉について—加害者更生と被害者支援の視点から—」（上智大学伊藤教授）
2年度	<ul style="list-style-type: none">○ 第1回実務者会議（書面開催）<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な取組3 非行の防止・学校と連携した修学支援等・ 具体的な取組5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等○ 第2回実務者会議（書面開催）：具体的な取組2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等○ 第3回実務者会議（書面開催）：具体的な取組1 就労・住居の確保等○ 協議会<ul style="list-style-type: none">・ 令和2年度における「東京都再犯防止推進協議会実務者会議」の開催結果について報告・ 講義「地域再犯防止推進モデル事業等について」（法務省）
3年度	<ul style="list-style-type: none">○ 第1回実務者会議：具体的な取組5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等○ 第2回実務者会議：具体的な取組6 再犯防止のための連携体制の整備等○ 協議会<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度における「東京都再犯防止推進協議会実務者会議」の開催結果について報告・ 講演「名古屋市における再犯防止の取組について」（名古屋市）
4年度	<ul style="list-style-type: none">○ 第1回実務者会議：具体的な取組1 住居の確保○ 協議会：<ul style="list-style-type: none">・ 講義「第二次再犯防止推進計画（案）について」（法務省）・ 事務局説明「次期東京都再犯防止推進計画策定の進め方について」（生活文化スポーツ局）・ 令和4年度における「東京都再犯防止推進協議会実務者会議」の開催結果について報告・ 事務局説明「東京都再犯防止推進協議会設置要綱の改正について」（生活文化スポーツ局）

4 第一次計画に基づく取組の検証

〈第一次東京都再犯防止推進計画に基づく取組〉

② 「就労・住居の確保」や「高齢者又は障害のある者等への支援」等、再犯防止推進に係る各課題に応じた施策を推進

〈具体的な取組の実施状況〉

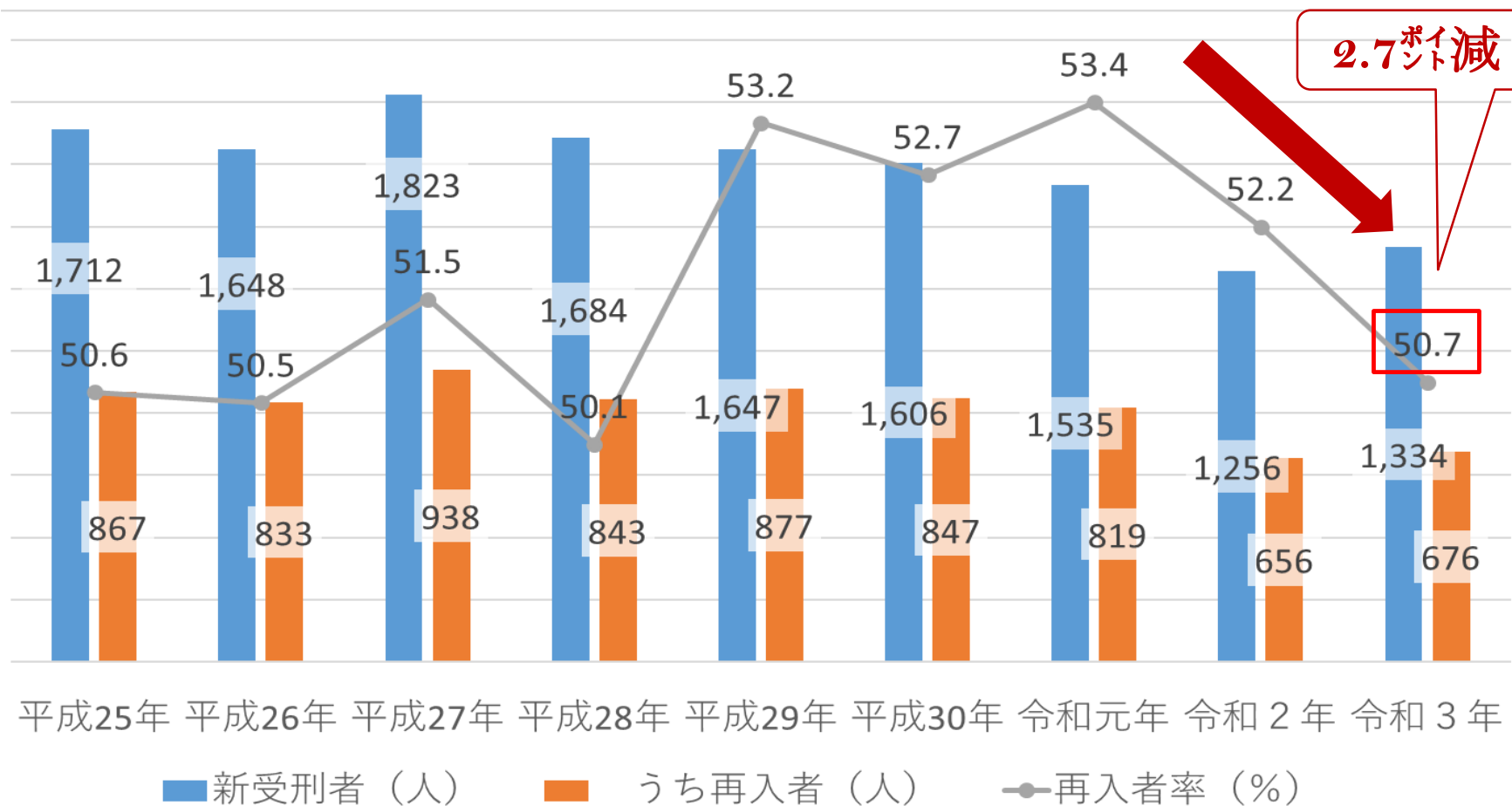
- ・ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定し、刑務所出所者など就労に困難を抱える方の雇用を促進
- ・ 住宅セーフティネット法が規定する保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の普及
- ・ 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や出所者等に係る特別調整への協力等を実施
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・LINE・面接来所（対面及びオンライン）による相談を実施



一定の成果有り

4 第一次計画に基づく取組の検証

新受刑者中の再入者率（再入所に係る犯行時の居住地が東京都）



(法務省提供資料をもとに作成)

5 検証を踏まえ確認された課題

- ① 就労・住居の確保等、いずれの課題も、その解決には東京都・国・区市町村・民間協力者等の一層の連携強化が不可欠
- ② 情報が様々な場所に点在しているため、犯罪をした人などの支援者が再犯防止に関する情報を容易に入手できない。
- ③ 地域における再犯防止を担う区市町村には、体制やノウハウの不足等により取組が進んでいない自治体も未だ多い。

6 第二次計画策定に向けた基本的な方向性

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体の更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供し、地域の立ち直り支援の取組を促進
- ③ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、住民に最も身近な区市町村とともに息の長い支援を実現

7 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

8 第二次国計画における都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

9 第二次国計画における国及び区市町村の役割

○ 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

○ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

10 6つの具体的な取組

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備強化等のための取組

11 「第二次東京都再犯防止推進計画」と「国の第二次再犯防止推進計画」の取組の比較

第二次東京都再犯防止推進計画

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組

国の第二次再犯防止推進計画

- 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等のための取組
- 6 地域による包摂を推進するための取組
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

12 第二次計画の主な取組

1 就労・住居の確保等

【就労の確保】

- ・ **ソーシャルファーム（※）の創設を促進**することで、刑務所出所者など就労に困難を抱える方の雇用の場を拡大するとともに、その雇用が継続されるよう、相談・助言・補助等の支援を実施（産業労働局）

※ 自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業

【住居の確保】

- ・ **公共住宅等や民間賃貸住宅（東京ささエール住宅等）を活用**し、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を確保（住宅政策本部）

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・ 「東京都地域生活定着支援センター」において、**高齢又は障害のある矯正施設退所予定者等に対し、入所中から退所後まで一貫した相談支援**を実施（福祉保健局）

- ・ **区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携**により、薬物依存からの回復を支援（福祉保健局、警視庁）

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・ 「非行の入口」と言われる子供の万引きを防ぐため、**小学校において「万引き防止をテーマとした音楽劇」**を実施し、子供の規範意識を醸成
- ・ **犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口（犯罪お悩みなんでも相談）**を設置。社会福祉士や精神保健福祉士が相談対応・アセスメントを行い、必要な支援につなげ、再犯を防止（生活文化スポーツ局）

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

- ・ **再犯防止に関するポータルサイト(リスタ! NET)**により、悩みや困難に応じた都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供
- ・ **オンラインの研修会**を開催し、外部講師等が再犯防止の基礎知識や支援事例等を講演
- ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、**再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブック**を作成（生活文化スポーツ局）
- ・ 更生保護事業に対する支援として、更生保護施設の機能を維持するため、国と連携して、**老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助**を実施（福祉保健局）

立ち直り支援に携わる支援者の活動を促進

- ・ **訴求性の高いコンテンツを新たに制作・活用**し、再犯防止に関する広報・啓発を充実・強化（生活文化スポーツ局）

6 再犯防止のための連携体制の強化等

- ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、取組やその課題に係る協議等を継続的に実施し、**再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化**（生活文化スポーツ局）

- ・ 「**再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会**」を開催し、都・区市町村相互の情報交換、取組事例の共有等を推進
- ・ **区市町村からの相談や質問を受け付け、フォローアップ等**（生活文化スポーツ局）

組る区
を再市
後犯町
押防村
し止に
のお
取り

12 第二次計画の主な取組（詳細）

1 就労・住居の確保等

【就労の確保】

- ・ ソーシャルファーム（※）の創設を促進することで、刑務所出所者など就労に困難を抱える方の雇用の場を拡大するとともに、その雇用が継続されるよう、相談・助言・補助等の支援を実施（産業労働局）

※ 自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業

【住居の確保】

- ・ 公共住宅等や民間賃貸住宅（東京ささエール住宅等）を活用し、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を確保（住宅政策本部）

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・ 「東京都地域生活定着支援センター」において、高齢又は障害のある矯正施設退所予定者等に対し、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施（福祉保健局）
- ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援（福祉保健局、警視庁）

12 第二次計画の主な取組（詳細）

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・「非行の入口」と言われる子供の万引きを防ぐため、小学校において「万引き防止をテーマとした音楽劇」を実施し、子供の規範意識を醸成
- ・犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口（犯罪お悩みなんでも相談）を設置。社会福祉士や精神保健福祉士が相談対応・アセスメントを行い、必要な支援につなげ、再犯を防止（生活文化スポーツ局）

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

- ・再犯防止に関するポータルサイト（リスタ！NET）により、悩みや困難に応じた都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供
- ・オンラインの研修会を開催し、外部講師等が再犯防止の基礎知識や支援事例等を講演
- ・保護司等支援者の活動の一助とするため、再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブックを作成（生活文化スポーツ局）
- ・更生保護事業に対する支援として、更生保護施設の機能を維持するため、国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施（福祉保健局）

立ち直り支援に携わる支援者の活動を促進

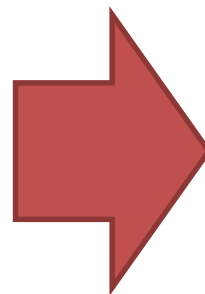
- ・訴求性の高いコンテンツを新たに制作・活用し、再犯防止に関する広報・啓発を充実・強化（生活文化スポーツ局）

12 第二次計画の主な取組（詳細）

6 再犯防止のための連携体制の強化等

- 「東京都再犯防止推進協議会」において、取組やその課題に係る協議等を継続的に実施し、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化
(生活文化スポーツ局)

- 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を継続して開催し、都・区市町村相互の情報交換、取組事例の共有等を推進
(生活文化スポーツ局)
- 区市町村からの相談や質問を受け付け、フォローアップ等
(生活文化スポーツ局)



区市町村における再犯防止の取組を後押し

13 今後の予定

- 令和5年8～9月：
有識者からの意見聴取、計画案検討・協議
【第一回東京都再犯防止推進協議会実務者会議】
- 令和5年10月：
計画案の承認
【第二回東京都再犯防止推進協議会実務者会議】
- 令和5年11月：
計画案の承認
【第二回東京都再犯防止推進協議会】
- 令和5年12月：
パブリックコメントの実施、議会への説明
- 令和6年1月：
計画確定
【第三回東京都再犯防止推進協議会（書面開催）】